

- (イ) 改修した各部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準相当以上となること
 - (ロ) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が平成28年基準相当となること
 - (ハ) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階以上上がること及び改修後の住宅全体の省エネ性能について断熱等性能等級が等級4、又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となること
- 3 「特定多世帯同居改修工事等」とは、下記ロ(ハ)注1の「特定多世帯同居改修工事等」をいいます。
- 4 「特定耐久性向上改修工事等」とは、下記ロ(ニ)注1の「特定耐久性向上改修工事等」をいいます。
- 5 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成21年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額（平成26年3月31日までは工事費用相当額とのいずれか少ない金額）を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記イ(イ)の住宅借入金等特別控除並びに上記ロ(イ)、ロ(ロ)、下記ロ(ハ)及びロ(ニ)の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。
- 6 特定取得とは、上記ロ(イ)注7の特定取得をいいます。

(ハ) 特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等

個人が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、特定多世帯同居改修工事等^(注1)を含む増改築等（以下「多世帯同居改修工事等」といいます。）をして、平成28年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記イ(イ)、ロ又は(ニ)との選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、【表4】のとりの控除率により計算した金額が多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます^(注2)（措法41の3の2②三、⑧～⑩、措令26の4⑧⑩、措規18の23の2①、昭和63年建設省告示第1274号（最終改正平成29年国土交通省告示第278号）、平成28年国土交通省告示第585号（最終改正平成29年国土交通省告示第290号））。

【表4】

住宅を居住の用に供した日	区分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成28年4月1日から平成33年12月31日まで	①多世帯同居改修工事等に係る費用	1,000万円(※)	1.0%	5年	12.5万円
	②うち特定多世帯同居改修工事等に係る費用	250万円	2.0%		

(※) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(注) 1 特定多世帯同居改修工事等とは、家屋について行う次に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替であり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体になって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が交付する増改築等工事証明書をいいます。

- (1) 調理室を増設する工事（多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、ミニキッチン（台所流し、こんろ台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニットをいいます。）を設置する調理室以外の調理室がある場合に限ります。）
 - (2) 浴室を増設する工事（多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、浴槽を設置する浴室がある場合に限ります。）
 - (3) 便所を増設する工事
 - (4) 玄関を増設する工事
- 2 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成21年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額（平成26年3月31日までは工事費用相当額とのいずれか少ない金額）を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記イ(イ)の住宅借入金等特別控除並びに上記ロ(イ)、ロ(ロ)、ロ(ハ)及び下記ロ(ニ)の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

(ニ) 特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等

個人が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等^(注1)を含む増改築等（以下「耐久性向上改修工事等」といいます。）をして、平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記イ(イ)、(ロ)又は(ニ)との選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、【表5】のと通りの控除率により計算した金額が特定耐久性向上改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます^(注2)（措法41の3の2②四、⑥、措令26の4⑨、措規18の23の2①、昭和63年建設省告示第1274号（最終改正平成29年国土交通省告示第278号）、平成29年国土交通省告示第279号）。

【表5】

住宅を居住の用に供した日	区分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成29年4月1日から平成33年12月31日まで	①耐久性向上改修工事等に係る費用	1,000万円(※)	1.0%	5年	12.5万円
	②うち特定耐久性向上改修工事等に係る費用	250万円	2.0%		

(※) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(注) 1 特定耐久性向上改修工事等とは、家屋について行う次に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替で、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備を一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が交付する増改築等工事証明書をいいます。

- (1) 小屋裏の換気性を高める工事
 - (2) 小屋裏の状態を確認するための点検口を天井又は小屋裏の壁に取り付ける工事
 - (3) 外壁を通気構造等とする工事
 - (4) 浴室又は脱衣室の防水性を高める工事
 - (5) 土台の防腐又は防蟻のために行う工事
 - (6) 外壁の軸組等に防腐処理又は防蟻処理をする工事
 - (7) 床下の防湿性を高める工事
 - (8) 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事
 - (9) 高さが400mm以上の基礎が有する機能を代替する雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事
 - (10) 地盤の防蟻のために行う工事
 - (11) 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事
- 2 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成21年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額（平成26年3月31日までは工事費用相当額とのいずれか少ない金額）を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記イ(イ)の住宅借入金等特別控除並びに上記ロ(イ)、ロ(ロ)、ロ(ハ)及びロ(ニ)の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

(2) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等
 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等とは、次の表の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる要件に該当するものをいい、自己の居住の用に供する家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限られます（措法41①⑩⑬⑳、41の3の

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
	<p>ロ 取得の日前2年以内に地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準等に適合する建物であると証明されたもの</p> <p>ハ イ又はロの要件に当てはまらない家屋で、その家屋の取得の日までに耐震改修を行うことについて一定の申請手続をし、かつ、居住の用に供する日（その取得の日から6か月以内の日に限ります。）までにその耐震改修（住宅耐震改修特別控除の適用を受けるものを除きます。）によりその家屋が耐震基準に適合することにつき証明されたものであること （注）平成26年4月1日以後に家屋を取得する場合に限ります。</p> <p>⑥ 住宅借入金等を有していること</p>
増 改 築 等	<p>自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う工事で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 次に掲げる増改築等の工事で当該工事に該当するものであることについて証明されたもの</p> <p>イ 増築や改築、建築基準法上の大規模の修繕、大規模の模様替の工事</p> <p>ロ マンション等の区分所有建物のうちその人の区分所有する部分の床、間仕切壁又は主要構造部である壁等について行う一定の修繕又は模様替（イに該当するものを除きます。）の工事</p> <p>ハ 家屋（マンション等の区分所有建物については、その人が区分所有する部分に限ります。）のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（イ又はロに該当するものを除きます。）の工事</p> <p>ニ 家屋について行う地震に対する安全性に関する一定の基準に適合させるための修繕又は模様替（イからハに該当するものを除きます。）の工事</p> <p>ホ 家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（イからニに該当するものを除きます。）の工事</p> <p>ヘ 家屋について行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替（イからホに該当するものを除きます。）の工事（平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供する場合については、その要件が緩和され、「家屋について行うエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替の工事」とされています。）</p>

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
	<p>② その工事に要した費用の額（その工事の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。以下72ページまでにおいて同じです。）の交付を受ける場合には、その工事に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が100万円を超えること</p> <p>③ 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>④ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p> <p>⑥ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>⑦ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑧ 住宅借入金等を有していること</p> <p>⑨ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
特定増改築等	<p>バリアフリー改修工事等</p> <p>特定個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う高齢者等居住改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イ～へに掲げる工事で、高齢者等居住改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その高齢者等居住改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円（平成26年3月31日以前に居住の用に供した場合については、30万円）を超えること</p> <p>② 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p>

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
	<p>⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること</p> <p>⑧ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
<p>省エネ改修工事等</p> <p>特 定 増 改 築 等</p>	<p>個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イ～へに掲げる工事で、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額（特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円（平成26年3月31日以前に居住の用に供した場合については、30万円）を超えること</p> <p>② 工事をした家屋のその工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること</p> <p>⑧ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
<p>特定多世帯同居改修工事等</p>	<p>個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定多世帯同居改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イ～へに掲げる工事で、特定多世帯同居改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額（特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定多世</p>

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
特	<p>帯同居改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額)が50万円を超えること</p> <p>② 工事をした家屋のその工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること</p> <p>⑧ その工事をした後の家屋が、その人の主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
定 増 改 築 等	<p>個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イ～ハに掲げる工事で、特定耐久性改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 認定長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づくものであること</p> <p>② 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額（特定耐久性向上改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円を超えること</p> <p>③ 工事をした家屋のその工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>④ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p>

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
特定増改築等	⑥ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ⑦ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること ⑧ 増改築等住宅借入金等を有していること ⑨ その工事をした後の家屋が、その人の主としてその居住の用に供すると認められるものであること

(3) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等

イ 住宅借入金等特別控除（認定住宅に係るものを含みます。）の場合

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、割賦による償還期間又は賦払期間が10年以上の次に掲げる借入金又は債務（これらに類する一定の債務を含みます。）をいい、その家屋の新築又は購入とともにするその住宅の敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等その利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は年1%未満）のものなど一定のものを除きます（措法41①⑭、措令26⑨⑳、措規18の21③～⑧⑯⑰）。

- (イ) 住宅の取得等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体等からの借入金等
- (ロ) 建設業者に対する住宅の取得等の工事の請負代金又は宅地建物取引業者等居住用家屋の分譲を行う一定の者に対する住宅の取得等の対価についての債務
- (ハ) 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会を当事者とする中古家屋の取得に伴う債務の承継に関する契約に基づく賦払債務
- (ニ) 住宅の取得等のための使用者からの借入金又は使用者に対する住宅の取得等の対価についての債務

(注) 平成12年4月1日以後に(イ)に掲げる借入金（地方公共団体からの借入金を除きます。）その他一定の債務に関する債権の譲渡があった場合において、債務者である個人が、当初の借入先から一定の要件を満たす債権の譲渡を受けた特定債権者に対して有するその債権に関する借入金又は債務は、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等に含まれます（措令26⑨六）。

ここでいう特定債権者とは、当初の借入先との間でその債権の管理及

び回収に関する業務の委託に関する契約を締結し、かつ、その契約にしたがって、当初の借入先に対してその債権の管理及び回収に関する業務の委託をしている法人をいいます。

ロ バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務又は債務者の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされている一定の借入金で次に掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は1%未満）のものなど一定のものを除きます（措法41の3の2③⑧⑪、措令26の4⑨～⑯⑳、措規18の23の2③～⑨）。

- (イ) 住宅の増改築等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体等からの借入金等
- (ロ) 建設業者に対する住宅の増改築等の工事の請負代金又は宅地建物取引業者等居住用家屋の分譲を行う一定の者に対する住宅の増改築等の対価についての債務
- (ハ) 住宅の増改築等のための使用者からの借入金又は使用者に対する住宅の増改築等の対価についての債務
- (ニ) 住宅の増改築等に要する資金に充てるために独立行政法人住宅金融支援機構から借り入れた借入金で、契約においてその借入金に係る債務を有する者（二人以上の個人が共同で借り入れた場合には、その二人以上の個人の全員）の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされているもの

ハ 省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務で上記ロ(イ)～(ハ)に掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れ

た借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は1%未満）のものなど一定のものを除きます（措法41の3の2③⑦⑪、措令26の4⑨～⑯⑳、措規18の23の2③～⑨）。

二 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務で上記ロ(イ)～(ハ)に掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は1%未満）のものなど一定のものを除きます（措法41の3の2③⑦⑪⑯、措令26の4⑨～⑯⑳、措規18の23の2③～⑨）。

ホ 耐久性向上改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

耐久性向上改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務で上記ロ(イ)～(ハ)に掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満のものなど一定のものを除きます（措法41の3の2③⑦⑪、措令26の4⑨～⑯⑳、措規18の23の2③～⑨）。

(4) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除が受けられない場合

確定申告において（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合であっても、その後の年において次のような事実が生じたときは、この控除の適用を受けることはできません（措法41①⑯、41の3）。したがって、年末調整の際にこの控除の適用を受けようとする人がいるときは、注意が必要です。

イ 家屋に入居後、その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していないとき

（注） 居住の用に供さなくなったことが死亡又は災害を事由とするものである

ときは、その事由が生じた日まで引き続いて自己の居住の用に供してれば、その年については控除を受けることができます。

なお、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、その居住の用に供していた家屋が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間についても引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます（以下この特例を「適用期間の特例」といいます。）。

また、この適用期間の特例と住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例については、重複して適用を受けることができます。

- ロ 居住用家屋を居住の用に供した年の翌年又は翌々年にその居住用家屋やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡した場合において、「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」や「居住用財産の譲渡所得の特別控除」等（措法31の3①、35①、36の2、36の5、37の5）の課税の特例の適用を受けることとなったとき

（注）既にこの制度の適用を受けた年分の所得税については、修正申告書又は期限後申告書を提出し、既に受けた住宅借入金等特別控除額に相当する税額を納付することになります。

(5) 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用又は再適用

イ 当初居住年に転居した場合

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日からその年（以下「当初居住年」といいます。）の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由（以下「転任命令等」といいます。）により、その家屋をその人の居住の用に供しなくなった場合であっても、再びその家屋をその人の居住の用に供した場合（当初居住年が平成24年以前である場合には、当初居住年の翌年以後再びその家屋をその人の居住の用に供した場合）には、一定の要件の下で、その住宅の取得等及び認定住宅の新築等に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再び居住の用に供した日の属する年（以下「再居住年」といいます。）以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年以後の各適用年）について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます（措法41②、平25改正法附則54③）^(注)。

なお、この適用を受けるためには、その家屋に再び居住し（特定増

改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年分について、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」などを添付した確定申告書を提出する必要があります(措法41⑳、措規18の21㉑)。

(注) この制度は、平成21年1月1日以後にその家屋を自己の居住の用に供しなくなった場合に適用されます(平21改正法附則33①)。

ロ 当初居住年の翌年以後に転居した場合

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた人が、転任命令等により、当該控除の適用を受けていた家屋をその人の居住の用に供しなくなったことにより当該控除の適用を受けられなくなった後、その家屋を再びその人の居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、その住宅の取得等及び認定住宅の新築等に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再居住年以後の各適用年(再居住年とその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年以後の各適用年)について、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます(措法41⑱)。

なお、この再適用を受けるためには、その家屋を居住の用に供しなくなる日までにその居住の用に供しないこととなる事情の詳細その他一定の事項を記載した「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」に、未使用分の「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を添付してその家屋の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、その家屋に再び居住し(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける最初の年分について、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」などを添付した確定申告書を提出する必要があります(措法41⑲、措規18の21⑱～⑳)。

上記イ又はロの(特定増改築等)住宅借入金等特別控除については、確定申告をした翌年以後の年分については、年末調整の際に控除を受けることができます。

居住していなかった期間については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用はありません。また、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除期間は延長されません。

(6) 災害により居住の用に供することができなくなった場合の措置

イ 住宅借入金等特別控除

従前家屋（住宅の新築取得等をして引き続きその個人の居住の用に供していた家屋をいいます。以下同じです。）が、災害により居住の用に供することができなくなった場合に、居住年以後10年間の各年のうち、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間についても引き続き住宅借入金等特別控除等の適用を受けることができます（措法41²⁴）。

※次に掲げる年以後の各年は適用を受けることができません。

- ① 従前家屋若しくはその敷地の用に供されていた土地等又は当該土地等に新たに建築した建物等を事業の用若しくは賃貸の用又は親族等に対する無償の貸付けの用に供した場合における当該事業の用若しくは賃貸の用又は貸付けの用に供した日の属する年
- ② 従前家屋若しくはその敷地の用に供されていた土地等の譲渡をし、その譲渡について居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける場合における当該譲渡の日の属する年
- ③ 災害により従前家屋を居住の用に供することができなくなった者（被災者生活再建支援法適用者を除きます。）が取得等をした家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受けた年

□ 特定増改築等住宅借入金等特別控除

特定増改築等住宅借入金等特別控除等の適用を受ける場合においても、上記イと同様の適用を受けることができます（措法41の3の2²⁰）。

(7) 年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けるための手続

年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合には、年末調整の時までに、「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に次の証明書を添付して給与の支払者に提出することが必要です（措法41の2の2）。

イ 税務署長が発行する「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」

ロ 金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

なお、年末調整でこの控除を受ける給与所得者の具体的な手続などその詳しい内容については、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書「年末調整のしかた」を参照してください（「年末調整のしかた」は、国税庁ホームページにも掲載されます。）。

(8) 非居住者が住宅の取得等をした場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用

平成28年4月1日以後に非居住者が住宅の取得等をした場合には、居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

(参考)

平成33年12月31日までに住宅を居住の用に供した場合における（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除額、所得要件及び対象となる家屋の床面積要件は、次のようになります。

(1) 住宅借入金等特別控除

イ 一般の住宅の取得等の場合（本則）

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
平成21年1月1日から平成22年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち5,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高50万円）	3,000万円以下	50㎡以上
平成23年1月1日から平成23年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち4,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高40万円）		

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
平成24年1月1日から平成24年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち3,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高30万円）	3,000万円以下	50m ² 以上
平成25年1月1日から平成26年3月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高20万円）		
平成26年4月1日から平成33年12月31日まで	○ 全期間（10年間） ① 特定取得の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち4,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高40万円） ② 特定取得以外の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高20万円）		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 住宅借入金等特別控除の控除額の特例

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	① 1～10年目 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,500} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.6\%$ （最高15万円） ② 11～15年目 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,500} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.4\%$ （最高10万円）	3,000万円以下	50m ² 以上
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	① 1～10年目 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.6\%$ （最高12万円） ② 11～15年目 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち2,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.4\%$ （最高8万円）		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ハ 認定住宅の新築等の場合

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
平成21年6月4日から平成23年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち5,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1.2\%$ （最高60万円）	3,000万円以下	50㎡以上
平成24年1月1日から平成24年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち4,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高40万円）		
平成25年1月1日から平成26年3月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち3,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高30万円）		
平成26年4月1日から平成33年12月31日まで	○ 全期間（10年間） ① 特定取得の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち5,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高50万円） ② 特定取得以外の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち3,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ （最高30万円）		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ニ 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
居住の用に供することができなくなった日から平成24年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち4,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1.2\%$ （最高48万円）	3,000万円以下	50㎡以上
平成25年1月1日から平成26年3月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち3,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1.2\%$ （最高36万円）		
平成26年4月1日から平成33年12月31日まで	○ 全期間（10年間） $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額のうち5,000} \\ \text{万円以下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1.2\%$ （最高60万円）		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除
イ バリアフリー-改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所 得 件	床面積要件
平成26年1月1日から平成26年3月31日まで	<p>○ 全期間（5年間）</p> $\left(\begin{array}{l} \text{高齢者等居住改修} \\ \text{工事等及び特定断} \\ \text{熱改修工事等に係} \\ \text{る増改築等住宅借} \\ \text{入金等の年末残高} \\ \text{の合計額のうち} \\ \text{200万円以下の部} \\ \text{分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高の合計} \\ \text{額のうち1,000} \\ \text{万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12万円)</p>		
平成26年4月1日から平成33年12月31日まで	<p>○ 全期間（5年間）</p> <p>① 特定取得の場合</p> $\left(\begin{array}{l} \text{高齢者等居住改修} \\ \text{工事等及び特定断} \\ \text{熱改修工事等に係} \\ \text{る増改築等住宅借} \\ \text{入金等の年末残高} \\ \text{の合計額のうち} \\ \text{250万円以下の部} \\ \text{分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高の合計} \\ \text{額のうち1,000} \\ \text{万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12.5万円)</p> <p>② 特定取得以外の場合</p> $\left(\begin{array}{l} \text{高齢者等居住改修} \\ \text{工事等及び特定断} \\ \text{熱改修工事等に係} \\ \text{る増改築等住宅借} \\ \text{入金等の年末残高} \\ \text{の合計額のうち} \\ \text{200万円以下の部} \\ \text{分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高の合計} \\ \text{額のうち1,000} \\ \text{万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12万円)</p>	3,000万円以下	50m ² 以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 省エネ改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
平成26年1月1日から平成26年3月31日まで	<p>○ 全期間（5年間）</p> $\left(\begin{array}{l} \text{特定断熱改修工事等に} \\ \text{係る増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額のうち} \\ \text{200万円以下の部分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12万円)</p>		
平成26年4月1日から平成33年12月31日まで	<p>○ 全期間（5年間）</p> <p>① 特定取得の場合</p> $\left(\begin{array}{l} \text{特定断熱改修工事等に} \\ \text{係る増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額のうち} \\ \text{250万円以下の部分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12.5万円)</p> <p>② 特定取得以外の場合</p> $\left(\begin{array}{l} \text{特定断熱改修工事等に} \\ \text{係る増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額のうち} \\ \text{200万円以下の部分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12万円)</p>	3,000万円以下	50m ² 以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ハ 多世帯同居改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
平成28年4月1日から平成33年12月31日まで	$\left(\begin{array}{l} \text{○ 全期間（5年間）} \\ \left(\begin{array}{l} \text{特定多世帯同居改修工事に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち250万円以下の部分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち1,000万円以下の部分の金額} \\ \text{-(A)} \end{array} \right) \times 1\% \\ \text{(最高12.5万円)}$	3,000万円以下	50m ² 以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ニ 耐久性向上改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件	床面積要件
平成29年4月1日から平成33年12月31日まで	$\left(\begin{array}{l} \text{○ 全期間（5年間）} \\ \left(\begin{array}{l} \text{特定耐久性向上改修工事に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち250万円以下の部分の金額(A)} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち1,000万円以下の部分の金額} \\ \text{-(A)} \end{array} \right) \times 1\% \\ \text{(最高12.5万円)}$	3,000万円以下	50m ² 以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

V 給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書

1 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

(1) 提出する人

国内において給与の支払を受ける居住者は、原則としてこの申告書を提出しなければなりません（所法194①）。

給与所得者が2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、この申告書は、そのいずれか一の給与の支払者に対してのみ提出することができます。また、日雇労働者のように、その給与について適用される税額表が日額表の丙欄とされる人は、この申告書を提出する必要はありません（所法197二）。

(注) この申告書を提出しないと源泉徴収の段階で受けることのできる諸控除が

受けられないこととなるばかりか、月々（日々）の源泉徴取の際には源泉徴取税額表の乙欄による税額（この申告書を提出した場合の甲欄による税額よりも高額となっています。）が徴取されるほか、年末調整も行われなくなります。

(2) 提出先

この申告書は、給与の支払者を經由してその支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出することになっていますが、税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた給与の支払者が保存するものとされています。ただし、この申告書の提出期限の属する年の翌年の1月10日の翌日から7年を経過する日後においては、保存する必要はありません（所規76の3）。

(注) 1 給与の支払者は、この申告書に自らの個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

2 この取扱いは、2の「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」についても同様です。

2以上の給与の支払者から給与の支払を受けている人は、その支払者のうちいずれか一の支払者にこの申告書を提出することになりますが、いずれの支払者に提出するかは給与の支払を受ける人の任意です。

なお、この申告書の提出を受けた給与の支払者を一般に「主たる給与の支払者」といいます。

(3) 提出期限

この申告書は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなり、中途就職の場合には、就職後最初の給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなっています（所法194①）。

また、申告書の記載事項に異動があった場合には、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」をその異動があった日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなっています（所法194②）。

(4) 各種控除を受けるための記載事項

給与の支払を受ける人が、障害者控除や寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除、扶養控除を受けようとする場合には、次のような事項をこの申告書に記載して提出します（所法194①、所規73、措法41の16②、41の17②）。

イ 給与の支払を受ける人が一般の障害者、特別障害者、一般の寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、これらに該当することの事実

ロ 給与の支払を受ける人の同一生計配偶者又は扶養親族のうち一般の障害者又は特別障害者若しくは同居特別障害者に該当する人がいる

場合には、その人の氏名及び個人番号並びにこれらに該当することの事実（同居特別障害者に該当する人がいる場合には、同居特別障害者に該当することの事実）

- ハ 源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の氏名及び個人番号並びにこれらの控除対象扶養親族等のうちに老人控除対象配偶者や特定扶養親族又は老人扶養親族に該当する人がいる場合には、老人控除対象配偶者や特定扶養親族又は老人扶養親族に該当することの事実（同居老親等に該当する人がいる場合には、同居老親等に該当することの事実）
- ニ ロの一般の障害者・特別障害者・同居特別障害者又はハの源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族が非居住者である場合には、その旨
- ホ この申告書を提出する者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

(5) 添付書類

- イ 専修学校又は各種学校の生徒や職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生が勤労学生控除を受けるためには、この申告書にこれらの生徒や訓練生に該当する旨の証明書を添付する必要があります（所法194③）。
- ロ 非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、この申告書にその親族に係る「親族関係書類」^(注1)を添付する必要があります（所法194④）。
- ハ 年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、この申告書に国外居住親族と生計を一にする事実を記載した上で、「送金関係書類」^(注2)を添付して提出するか、又はその申告書の提出の際に「送金関係書類」を提示する必要があります（所法194⑤⑥）。

(注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
 - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りです。）
- 2 「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。
- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

2 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」

この申告書は、2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける人で、主たる給与の支払者から支給されるその年中の給与の金額（給与所得控除後の給与等の金額）が次の①と②の金額の合計額に満たないと見込まれる人が、主たる給与の支払者以外の給与の支払者（この支払者を「従たる給与の支払者」といいます。）のもとで源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別控除や扶養控除を受けるために提出するものです（所法195①））。

- ① 主たる給与の支払者から支給される給与につき控除される社会保険料等の額
- ② その人の障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者（特別）控除額、扶養控除額及び基礎控除額の合計額

なお、主たる給与の支払者に申告した源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を年の中途で従たる給与の支払者に申告替えることはできますが、従たる給与の支払者に申告した源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を年の中途で主たる給与の支払者に申告替えることはできません。

3 その他の申告書

給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書は上記1、2のほか、給与所得者の配偶者控除等申告書、給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書がありますが、これらの申告書は年末調整の際に使用することになっていますので、その詳細については、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書「年末調整のしかた」を参照してください（「年末調整のしかた」は、国税庁ホームページにも掲載されます。）。

（参考）

◎ 「給与所得者の配偶者控除等申告書」

この申告書は、給与所得者が配偶者控除又は配偶者特別控除を受けようとする場合に、給与等の支払者（2以上の給与の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次の事項を記載した当該申告書を、

給与等の支払者を経由して、その支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出（税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた給与等の支払者が保存するものとされています。）することになっています（所法195の2、所規74の3、74の4）。

イ 給与所得者のその年の合計所得の見積額及び配偶者のその年の合計所得金額（又はその見積額）

ロ 配偶者の氏名、個人番号、生年月日、住所及びその配偶者が老人控除対象配偶者又は非居住者である場合には、その旨

ハ 配偶者控除又は配偶者特別控除の額に相当する金額及びその計算の基礎

（注） 国外居住親族に係る配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、当該申告書に、その配偶者に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して提出するか、又はその申告書の提出の際に提示する必要があります。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出する際に、「親族関係書類」を提出又は提示している場合は、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です。

4 申告書の電磁的方法による提供

給与の支払者が、受給者から次の申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしていることについて所轄税務署長の承認を受けている場合^(注1)には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます^{(注2) (注3)}（所法198②～⑤、所令319の2、所規76の2①～⑤）。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 給与所得者の保険料控除申告書

（注）1 承認を受けるための申請書の提出をした日の属する月の翌月末日までにその承認又は不承認の決定がなかったときは、その提出日の属する月の翌月末日において承認があったものとみなされます。

2 これらの申告書に記載すべき事項の電磁的提供に当たっては、①給与の支払をする者が発行した個々の受給者の識別ができるID及びパスワード、又は②受給者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書をもって、これらの申告書にすべき本人の署名・押印に代えることができます。

3 申告書に添付すべき証明書類については、従前どおり書面による提出又は提示が必要となります。

5 申告書への個人番号の記載の特例

給与の支払者が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」、「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」（以下5において「扶養控除等申告書」といいます。）に記載されるべき受給者本人、源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の適用を受ける配偶者、控除対象扶養親族等（以下5において「受給者本人等」といいます。）の個人番号その他の事項^(注1)を記載した帳簿^(注2)^(注3)を備えているときは、その受給者が提出する扶養控除等申告書には、その帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないこととされています（所法198⑥、所規76の2⑥～⑩）。

(注) 1 この帳簿には、以下の事項を記載する必要があります。

- ① 扶養控除等申告書に記載されるべき受給者本人等の氏名、住所及び個人番号
 - ② 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称
 - ③ ②の申告書の提出年月
- 2 この帳簿については、以下の申告書の提出を受けて作成されたものに限ります。
- ① 扶養控除等申告書
 - ② 退職所得の受給に関する申告書
 - ③ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- 3 この帳簿は、上記の特例の適用を受けて提出された扶養控除等申告書のうち、最後に提出された申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存する必要があります。

VI 給与所得に対する源泉徴収

居住者に対し国内において給与の支払をする者（常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者を除きます。）は、原則として毎月（毎日）の給与の支払の際に源泉徴収をし、更に、その年最後に給与を支払うときに年末調整を行ってその源泉徴収をした税額の過不足額を精算することになっています。

ところで、給与を支払う際に源泉徴収をすることとなる税額の算定方法は、その支払う給与が賞与である場合と賞与以外の給与である場合とは異なっていますので、税額の算定に当たっては、その支払う給与を賞与とそれ以外の給与とに区分する必要があります。一般に賞与とは、定期的給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいいます（所基通183-1の2）。

なお、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合には、次に掲げるようなものは賞与に該当するものとされます。

- 1 純益を基準として支給されるもの
- 2 あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの
- 3 あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除きます。

(注) 次に掲げる給与については、賞与に該当することとなります。

- 1 法人税法第34条第1項第2号《事前確定届出給与》に規定する給与（他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。）
- 2 法人税法第34条第1項第3号に規定する利益連動給与

これらの給与を支払う際に源泉徴収をすることとなる税額の算定方法は、おおむね次のとおりです。

1 賞与以外の給与に対する源泉徴収

(1) 税額表の適用区分

賞与以外の給料や賃金等を月々（日々）支払う際に源泉徴収をする税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めます（所法185）。

この税額表には、月額表と日額表とがあり、それぞれ次の表（税額表の種類）に掲げる欄が設けられています。

また、これらの税額表は、給与の支給区分及び「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無に応じ、それぞれ次の表（税額表の適用区分）のとおり適用します。

なお、税務署から配布する税額表の各欄の税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっています。

[税額表の種類]

種 類	欄 の 区 分	種 類	欄 の 区 分
月 額 表	甲 欄	日 額 表	甲 欄
	乙 欄		乙 欄
			丙 欄

[税額表の適用区分]

給与の支給区分	使用する税額表	扶養控除等申告書の提出の有無	使用する欄
①月ごとに支払うもの ②半月ごと、旬ごとに支払うもの ③月の整数倍の期間ごとに支払うもの	月額表	提出あり	甲欄
		提出なし	乙欄
④毎日支払うもの ⑤週ごとに支払うもの ⑥日割で支払うもの	日額表 } 日雇賃金を除きます。	提出あり	甲欄
		提出なし	乙欄
⑦日雇賃金	日額表	(提出不要)	丙欄

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与をいいます。

ただし、一の給与の支払者から継続して2か月を超えて支払を受ける場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払を受ける給与は、ここでいう日雇賃金には含まれません(所令309、所基通185-8)。

税額表の「甲」欄は、扶養親族等の数の「0人」から「7人」までの各欄に区分されていますので、扶養親族等の数に応じてそれぞれ該当する欄を適用します(註1)。

この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。)との合計数をいいます。

また、給与の支払を受ける人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦(特別の寡婦を含みます。)、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を、扶養親族等の数とします(所法187)。

(注) 1 「源泉控除対象配偶者」とは、所得者(合計所得金額が90万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として専従者給与の支払を受ける人及び白色事業専従者に該当する人を除きます。)で合計所得金額が85万円以下の者をいいます。

2 「同一生計配偶者」とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として専従者給与の支払を受ける人及び白色事業専従者に該当する人を除きます。)で合計所得金額が38万円以下の者をいいます。

3 扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額とします。

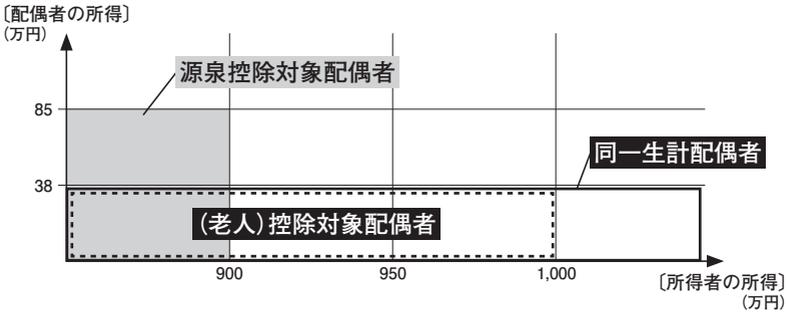
4 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」に親族関係書類が添付等されている場合に限りま

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)				
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
偶者の 給与等 の収入 金額	配偶者の 給与等 の収入 金額	38万円以下 (103万円以下)	1人	(0人)	(0人)	0人
	配偶者が障害者に該当する場合は1人加算					
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人	
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人	

(注) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

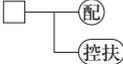
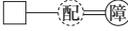
【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

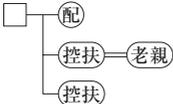
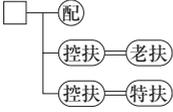
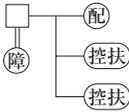


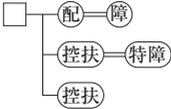
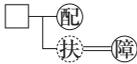
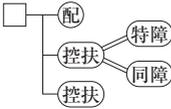
〔月額表を適用する場合の例示〕

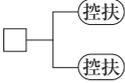
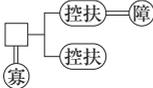
月額表を適用する場合を例示すると、おおむね次の表のとおりです。

- 凡 例
- …所得者 (障)…一般の障害者 (特障)…特別障害者
 - (同障)…同居特別障害者 (配)…源泉控除対象配偶者 (配)…同一生計配偶者
 - (寡)…寡婦 (特別の寡婦を含みます。) 又は寡夫
 - (控扶)…一般の控除対象扶養親族 (老親)…同居老親等 (老扶)…同居老親等以外の老人扶養親族 (特扶)…特定扶養親族
 - (扶)…年齢16歳未満の扶養親族

区分	事例	税額表の適用欄	
① 給与所得者の扶養控除等申告書を提出している人	<p>〈事例1〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者なし</p> <p>ロ 控除対象扶養親族なし</p> <p>ハ 障害者等の控除なし</p>	甲欄の0人欄	源泉控除対象配偶者も控除対象扶養親族もいないので、甲欄の0人の欄を使用します。
	<p>〈事例2〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者あり</p> <p>ロ 控除対象扶養親族1人</p> 	甲欄の2人欄	「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数をいいますから、甲欄の2人の欄を使用します。
	<p>〈事例3〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者なし</p> <p>ロ 扶養親族（年齢16歳未満）1人</p> 	甲欄の0人欄	年齢16歳未満の扶養親族の人数は、扶養親族等の数に加えないことになっていますから、甲欄の0人の欄を使用します。
	<p>〈事例4〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者なし、同一生計配偶者で障害者に該当</p> <p>ロ 控除対象扶養親族なし</p> 	甲欄の1人欄	同一生計配偶者で、源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者（所得者の合計所得金額が900万円超で配偶者の合計所得金額が38万円以下）は、扶養親族等の数に加えないことになっていますが、その同一生計配偶者が障害者（特別障害者を含みます。）に該当する場合には、その障害者の数を加えることになっていますから、甲欄の1人の欄を使用します。

区分	事例	税額表の適用欄	
① 給与所得者の扶養控除等申告書を提出している人	<p>〈事例5〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者あり</p> <p>ロ 控除対象扶養親族2人、うち1人が同居老親等に該当</p> 	甲欄の3人欄	<p>控除対象扶養親族等のうちに同居老親等に該当する人がいる場合でも、月々の源泉徴収に当たっては、一般の控除対象扶養親族等と同様に取り扱って扶養親族等の数を求めることになっていますから、甲欄の3人の欄を使用します。</p> <p>(*) 同居老親等の控除額58万円と、一般の控除額38万円との差額は、年末調整の際に精算することになります。</p>
	<p>〈事例6〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者あり</p> <p>ロ 控除対象扶養親族2人、うち1人が同居老親等以外の老人扶養親族に該当し、他の1人が特定扶養親族に該当</p> 	甲欄の3人欄	<p>控除対象扶養親族のうちに同居老親等以外の老人扶養親族や特定扶養親族に該当する人がいる場合でも、月々の源泉徴収に当たっては、一般の控除対象扶養親族と同様に取り扱って扶養親族等の数を求めることとなっていますから、甲欄の3人の欄を使用します。</p> <p>(*) 同居老親等以外の老人扶養親族の控除額48万円や特定扶養親族の控除額63万円と、一般の控除額38万円との差額は、年末調整の際に精算することになります。</p>
	<p>〈事例7〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者あり</p> <p>ロ 控除対象扶養親族2人</p> <p>ハ 本人が障害者に該当</p> 	甲欄の4人欄	<p>「扶養親族等の数」は、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数に、本人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その該当する数を加えることになっていますから、障害者の1人を加え、甲欄の4人の欄を使用します。</p>

区分	事例	税額表の適用欄	
① 給与所得者の扶養控除等申告書を提出している人	<p>〈事例8〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者あり、同一生計配偶者及び障害者に該当</p> <p>ロ 控除対象扶養親族2人、うち1人が特別障害者に該当</p> 	甲欄の5人欄	<p>同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）に該当する人がいる場合には、その障害者の数を加えることになっていますから、甲欄の5人の欄を使用します。</p> <p>(*) 特別障害者は、月々の源泉徴収に当たっては、一般の障害者と同様に取り扱われ、一般の障害者控除額との差額は年末調整の際に精算することになります。</p>
	<p>〈事例9〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者あり</p> <p>ロ 扶養親族（年齢16歳未満）1人、障害者に該当</p> 	甲欄の2人欄	<p>年齢16歳未満の扶養親族の人数は、扶養親族等の数には加えませんが、その扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）に該当する場合には、障害者の1人を加えることになっていますので、甲欄の2人の欄を使用します。</p>
	<p>〈事例10〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者あり</p> <p>ロ 控除対象扶養親族2人、うち1人が同居特別障害者に該当</p> 	甲欄の5人欄	<p>源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数は3人ですが、同一生計配偶者や扶養親族のうちに同居特別障害者に該当する人がいる場合には、障害者の1人と同居特別障害者の1人を加えることになっていますので、甲欄の5人の欄を使用します。</p>

区分	事例	税額表の適用欄	
① 給与所得者の扶養控除等申告書を提出している人	<p>〈事例11〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者なし</p> <p>ロ 控除対象扶養親族2人</p> 	甲欄の2人欄	<p>源泉控除対象配偶者がなく、控除対象扶養親族が2人いますから、甲欄の2人の欄を使用します。</p> <p>(*) 源泉控除対象配偶者がなく、控除対象扶養親族がいる場合の例としては、本人に配偶者がいない場合と、配偶者はいるが所得者又はその配偶者に一定の所得があるなどの理由で源泉控除対象配偶者に当たらない場合とがありますが、いずれの場合も同じように適用します。</p>
	<p>〈事例12〉</p> <p>イ 源泉控除対象配偶者なし</p> <p>ロ 控除対象扶養親族2人、うち1人が障害者に該当</p> <p>ハ 本人が寡婦（特別の寡婦を含みます。）又は寡夫に該当</p> 	甲欄の4人欄	<p>控除対象扶養親族が2人あり、本人が寡婦（特別の寡婦を含みます。）又は寡夫に該当し、更に控除対象扶養親族のうち1人が障害者に該当しますので、甲欄の4人の欄を使用します。</p>
② 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人 ③ 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人		乙欄	<p>「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人や「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人は、全て乙欄を使用します。</p>

(2) 税額の求め方

月額表、日額表を使用した税額の求め方を設例によって説明します。

設例に基づく税額計算は、「平成30年分 源泉徴収税額表」によります。

なお、税額表の「以上」の欄はその欄に記入されている数字を含み、「未満」の欄はその数字を含まないことにご注意ください。

また、給与等の支払の際控除される社会保険料(46ページ参照)又は小

規模企業共済等掛金(46ページ参照)がある場合には、その給与等の金額からその社会保険料の金額とその小規模企業共済等掛金の金額との合計額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払があったものとみなして、源泉徴収税額の計算をすることとされています(所法188)。以下、社会保険料と小規模企業共済等掛金とを併せて「社会保険料等」といいます。

イ 月額表を適用する場合の税額の求め方

(イ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
- ② ①により求めた金額に応じて、月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求めます。その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」欄の該当する人数の欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額です。

(設例1)

イ	給与の支給額(月額)	250,400円	ハ	源泉控除対象配偶者あり
ロ	給与から控除する社会保険料等		ニ	控除対象扶養親族なし
		37,424円		

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、212,976円(250,400円－37,424円)となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、212,976円が含まれている「211,000円以上213,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「1人」の欄との交わるところに記載されている3,570円が、その求める税額です。

(設例2)

イ	給与の支給額(月額)	296,200円	ハ	源泉控除対象配偶者なし
ロ	給与から控除する社会保険料等		ニ	控除対象扶養親族1人 (障害者に該当)
		43,203円		

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、252,997円(296,200円－43,203円)となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、252,997円が含まれている「251,000円以上254,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「2人」の欄との交

わるところに記載されている3,410円が、その求める税額です。

(注) 扶養親族等の数は、控除対象扶養親族の1人に障害者としての1人を加えた2人となります。

(設例3)

イ 給与の支給額(月額)	270,700円	ニ 控除対象扶養親族2人
ロ 給与から控除する社会保険料等		(うち1人が障害者に該当)
	40,306円	
ハ 源泉控除対象配偶者なし		ホ 本人が寡婦に該当

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、230,394円(270,700円－40,306円)となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、230,394円が含まれている「230,000円以上233,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「4人」の欄との交わるところをみると、「0」となっていますから、この例の場合は、源泉徴収をする税額はありません。

(注) 扶養親族等の数は、控除対象扶養親族の2人に障害者としての1人及び寡婦としての1人を加えた4人となります。

ロ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
- ② ①により求めた金額に応じて、月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求めます。その行と「乙」欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額です。

(設例4)

イ 給与の支給額(月額)	83,900円	ロ 給与から控除する社会保険料等なし
--------------	---------	--------------------

(説明)

- ① 給与から控除する社会保険料等がありませんので、支給額83,900円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、83,900円が含まれている「88,000円未満」の行を求め、その行と「乙」欄との交わるところをみると、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額」となっていますから、

2,569円（83,900円×3.063%）が、その求める税額です。

（ハ）「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
- ② ①により求めた金額に応じて、月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求めます。その行と「乙」欄との交わるところに記載されている金額を求めます。
- ③ ②により求めた金額から「従たる給与についての扶養控除等申告書」により申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人につき1,610円を控除した金額が、その求める税額です。

（設例5）

イ 給与の支給額（月額） 151,600円	ハ 従たる給与から控除する
ロ 給与から控除する社会保険料等なし	控除対象扶養親族2人

（説明）

- ① 給与から控除する社会保険料等がありませんので、支給額151,600円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
 - ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、151,600円が含まれている「151,000円以上153,000円未満」の行を求め、その行と「乙」欄との交わるところに記載されている9,000円を求めます。
 - ③ ②により求めた9,000円から3,220円（1,610円×2人）を控除した5,780円が、その求める税額です。
- （二） 特殊な場合の税額計算

月額表は、給与を月単位で支払う場合の税額を求めるように作られています。実際には数か月分の給与を一括して支払うこととしている場合や、半月ごとや旬ごとに給与を支払うこととしている場合があります。このような場合には、次のようにして、その給与から源泉徴収をする税額を計算します。

A 数か月分の給与を一括して支払うこととしている場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算し、その金額を給与の計算の基礎となった期間の月数で除して、社会保険料等控除後の給与等の月割額を計算します。
- ② ①により求めた月割額について、通常の月給と同じようにして月額表を使って税額を求めます。

算した金額を基として求めた税額から、それまでに支払った給与から徴収した税額を控除して求めます（所基通183～193共－2）。

なお、給与の改訂が既往に遡って実施されたことに伴って支給される新旧給与の差額については、その差額を、その差額の支給期に支払う普通給与に加算して税額を求めることも、また、その差額の総額を賞与として徴収税額を計算することもできます（所基通183～193共－5）。

（設例 8）

イ	既に支給したその月分の給与の額	287,200円
ロ	給与から控除した社会保険料等	40,355円
ハ	既に支給した給与からの徴収税額	3,200円
ニ	源泉控除対象配偶者あり	
ホ	控除対象扶養親族 1人	
ヘ	追加支給する給与	17,800円

〔 この設例は、給与を追加して支給する場合で、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の例です。 〕

（説明）

- ① まず、既に支給した給与と追加支給する給与との合計額を求める
と305,000円（287,200円＋17,800円）となります。
- ② 次に①の合計額から社会保険料等を控除します。
 $305,000円 - 40,355円 = 264,645円$
- ③ 月額表の甲欄により②で求めた264,645円に対する税額を求めると
3,840円となります。
- ④ ③で求めた税額から既に支給した給与からの徴収税額を控除した
640円（3,840円－3,200円）が追加支給した給与から源泉徴収をする
税額です。

E 給与が税引手取額で定められている場合

給与の支給額が税引手取額で定められている場合には、税引手取額を税込みの金額に逆算し、その逆算した金額を給与の支給額として、源泉徴収税額を計算します（所基通181～223共－4）。

（設例 9）

イ	税引手取給与の額（月額）	184,900円
ロ	給与から控除する社会保険料等なし	

〔 この設例は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の例です。 〕

(説明)

- ① まず、月額表「乙」欄によって「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」が184,900円の場合の税額15,300円を求めます。
- ② 次に、税引手取給与の額184,900円と税額の合計額が「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄に定める給与等の範囲(「以上、未満」欄)内の金額となるように、税額欄を税額の大きくなる方へ順次見て行くと、下図の○印のところは税額23,300円と税引手取給与の額184,900円との合計額208,200円を含む給与等の範囲(その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 207,000円以上 209,000円未満)内となります。したがって、23,300円が税引手取給与の額184,900円に対する源泉徴収税額となります。

(税額表抜粋)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		乙	
以上	未満	税 額	
円	円	円	
183,000	185,000	○15,300	(184,900 + 15,300 = 200,200 ⇒ ×)
185,000	187,000	16,000	
187,000	189,000	16,700	
189,000	191,000	17,500	
191,000	193,000	18,100	
193,000	195,000	18,800	
195,000	197,000	19,500	
197,000	199,000	20,200	
199,000	201,000	20,900	
201,000	203,000	21,500	
203,000	205,000	22,200	(184,900 + 22,200 = 207,100 ⇒ ×)
205,000	207,000	22,700	(184,900 + 22,700 = 207,600 ⇒ ×)
207,000	209,000	○23,300	184,900 + 23,300 = 208,200 ⇒ ○

なお、社会保険料等控除後の税引給与の金額とそれに対する税額との合計額が88,000円未満の場合及び860,000円を超える場合には、月額表の「乙」欄に従って一定の算式を作成し、この算式により求めることになります。

□ 日額表を適用する場合の税額の求め方

日額表の使い方は、月額表の使い方と大体同じですが、具体的な設例で説明しますと、次のようになります。

(イ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
- ② ①により求めた金額に応じて、日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求めます。その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」欄の該当する人数の欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額です。

(設例 1)

イ 給与の支給額 (週給)	81,300円	ハ 源泉控除対象配偶者なし
ロ 給与から控除する社会保険料等	11,527円	ニ 控除対象扶養親族 1人

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、69,773円 (81,300円 - 11,527円) ですから、これを 1 日あたりに換算すると、9,967円 (69,773円 ÷ 7 日 (1 週間)) (1 円未満切捨て) となります。
- ② 日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」の欄で 9,967円が含まれている「9,900円以上10,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数」が「1人」の欄との交わるところに記載されている金額220円を求めます。
- ③ ②により求めた金額220円を 7 倍した金額1,540円が、週給 81,300円から源泉徴収をする税額です。

ロ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
- ② ①により求めた金額に応じて、日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求めます。その行と「乙」欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額です。

(設例 2)

イ 給与の支給額 (20日ごとに支給)	124,800円
ロ 給与から控除する社会保険料等なし	

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を日割額にすると、6,240円 (124,800円 ÷ 20日) となります。
- ② 日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、6,240円が含まれている「6,200円以上6,300円未満」の行を求め、その行と「乙」欄との交わるところに記載されている金額540円を求

めます。

- ③ ②により求めた金額540円を20倍した金額10,800円が、20日分の給与124,800円から源泉徴収をする税額です。

イ) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の給与等の金額を計算します。
- ② ①により求めた金額に応じて、日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の当てはまる行を求め、その行と「乙」欄との交わるところに記載されている金額を求めます。
- ③ ②により求めた金額から「従たる給与についての扶養控除等申告書」により申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人につき50円を控除した金額が、その求める税額です。

(設例3)

- イ 給与の支給額(17日に採用して30日までの14日間の給与の額)
72,800円
- ロ 給与から控除する社会保険料等なし
- ハ 従たる給与から控除する控除対象扶養親族1人

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を日割額にすると、5,200円(72,800円÷14日)となります。
- ② 日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、5,200円が含まれている「5,200円以上5,300円未満」の行を求め、その行と「乙」欄との交わるところに記載されている金額330円を求めます。この金額から従たる給与から控除する控除対象扶養親族1人について50円を控除した金額280円(330円-50円)を求めます。
- ③ ②により求めた金額280円を14倍した金額3,920円が、14日分の給与72,800円から源泉徴収をする税額です。
- (二) 臨時雇用者の場合——丙欄適用者の場合
- 日額表には、丙欄が設けられていますが、この欄は、次に掲げる給与について源泉徴収をする税額を求める場合に使用します(所基通185-8)。
- イ 労働した日又は時間によって算定される給与で、労働した日ごとに支払うこととしている、いわゆる日雇労働者の給与
- ロ 日々雇い入れられる者の労働した日又は時間により算定される給与で、労働した日以外の日において支払われるもの
- ハ あらかじめ定められた雇用契約の期間が2か月以内の者に支払われる給与で、労働した日又は時間によって算定されるもの

ただし、同一の雇用主のもとに継続して2か月を超えて雇われることとなるときは、その2か月を超える部分については丙欄は適用できず、甲欄又は乙欄を使ってその税額を求めることとなります（所令309、所基通185-8）。

(設例4)

イ 日雇労働者の賃金（日額）	13,130円
ロ 給与から控除する社会保険料等	787円

(説明)

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額は、12,343円（13,130円－787円）となります。
- ② 日額表の「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、12,343円が含まれている「12,300円以上12,400円未満」の行を求めます。その行と「丙」欄との交わるところに記載されている110円が日雇賃金13,130円から源泉徴収をする税額です。

2 賞与に対する源泉徴収

(1) 税額表等の適用区分

賞与に対する源泉徴収税額は、一般の場合には、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」（以下「算出率表」といいます。）を使って求めますが、月額表を使って求める場合もあります。その区分を表であらわしますと、次のようになります。

なお、日額表の丙欄適用者に支払われる臨時手当等については、「算出率表」を使用せず、原則として、その支払を受ける日の通常の日雇賃金と合計して源泉徴収税額を計算します。

賞 与 の 支 給 区 分	使用する 税 額 表	給与所得者の扶 養控除等申告書 の提出の有無	使 用 する欄
① 前月中に賞与以外の普通給与の支払がある人に支払う賞与（前月中の普通給与の10倍を超える賞与を除きます。）	算出率表	提 出 あ り	甲 欄
		提 出 な し	乙 欄
② 前月中に賞与以外の普通給与の支払がない人に支払う賞与 ③ 前月中の普通給与の10倍を超える賞与	月 額 表	提 出 あ り	甲 欄
		提 出 な し	乙 欄

(2) 税額の求め方

イ 前月中に賞与以外の普通給与の支払がある人に支払う賞与（前月中の普通給与の10倍を超える賞与を除きます。）

(イ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、算出率表の甲欄により、その人の前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額と扶養親族等の数とに応じて「賞与の金額に乗すべき率」欄に記載されている率を求めます。
- ② 社会保険料等控除後の賞与の金額に①により求めた率を乗じます。これが、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

(注) 賞与以外の普通給与を月の整数倍の期間ごとに支払うこととしているため、賞与を支払う月の前月中に給与の支払がなかった場合又は前月中にその期間の給与をまとめて支払っていた場合には、前月中に支払を受けた普通給与の額は、その賞与の支払の直前に支払った普通給与の月割額に相当する額であったものとして算出率表を使用することになります(所法186①一イ)。

(設例1)

イ 前月の給与（社会保険料等控除後）	ニ	源泉控除対象配偶者あり
285,454円	ホ	控除対象扶養親族2人
ロ 賞与の金額		454,800円
ハ 賞与から控除する社会保険料等		65,401円

(説明)

- ① まず、算出率表の「甲」欄により、「扶養親族等の数」が「3人」の欄で、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額285,454円が含まれている「171千円以上295千円未満」の行を求めます。その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている「2.042%」が、賞与の金額に乗ずる率です。
- ② 賞与の金額454,800円から社会保険料等65,401円を控除した残額389,399円に2.042%を乗じた金額7,951円（389,399円×2.042%……1円未満切捨て）が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

(設例2)

イ 前月中に支払った半期（6か月）	ニ	源泉控除対象配偶者あり
分の役員報酬 3,459,000円	ホ	控除対象扶養親族2人
ロ 賞与の金額 2,132,800円		（うち1人が障害者に該当）
ハ 給与及び賞与から控除する社会保険料等なし		

(説明)

- ① まず、前月中に支払った半期分の役員報酬の月割額を求めます。
 $3,459,000円 \div 6 = 576,500円$
 - ② つぎに、算出率表の「甲」欄により、「扶養親族等の数」が「4人」の欄で、①で求めた月割額576,500円が含まれている「543千円以上591千円未満」の行を求めます。その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている「16.336%」が、賞与の金額に乗ずる率です。
 - ③ 賞与の金額2,132,800円に②で求めた率16.336%を乗じた金額348,414円 ($2,132,800円 \times 16.336\% \dots\dots 1円未未満切捨て$) が、その賞与に対する源泉徴収税額です。
- (ロ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人を含みます。)の場合
- ① まず、算出率表の「乙」欄により、その人の前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額に応じて、「賞与の金額に乗すべき率」欄に記載されている率を求めます。
 - ② 社会保険料等控除後の賞与の金額に、①により求めた率を乗じます。これが、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

(設例3)

イ 前月の給与(社会保険料等控除後)	144,022円	ハ 賞与から控除する社会保険料等	60,068円
ロ 賞与の金額	417,000円		

(説明)

- ① まず、算出率表の「乙」欄により、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額144,022円が含まれている「239千円未満」の行を求めます。その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている「10.21%」が、賞与の金額に乗ずる率です。
- ② 賞与の金額417,000円から社会保険料等60,068円を控除した残額356,932円に10.21%を乗じた金額36,442円 ($356,932円 \times 10.21\% \dots\dots 1円未未満切捨て$) が、その賞与に対する源泉徴収税額です。
なお、「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出がある場合に、月額表の乙欄を使って給与や賞与に対する源泉徴収税額を求めるときは、乙欄に記載されている税額から申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人につき1,610円を控除し

ますが、算出率表を使って賞与に対する源泉徴収税額を求めるときは、この控除はしないことになっています。

ロ 前月中に賞与以外の普通給与の支払がない人に支払う賞与

(イ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の賞与の金額を6（その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12）で除します。
- ② 月額表の甲欄によって、①により求めた金額とその人の扶養親族等の数とに応じた税額を求めます。

(注) 扶養親族等の数及び税額の求め方は、96ページ以下で説明している主たる給与に対する税額の求め方と同じです。

- ③ ②によって求めた税額を6倍（又は12倍）したものが、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

(設例4)

イ 賞与の金額（計算期間は6か月）	ハ 源泉控除対象配偶者なし
907,800円	ニ 控除対象扶養親族1人
ロ 賞与から控除する社会保険料等	
138,138円	

(説明)

- ① 賞与907,800円から社会保険料等138,138円を控除した残額769,662円を6で除すと、128,277円となります。
- ② 月額表の甲欄によって、社会保険料等控除後の給与等の金額が128,277円で扶養親族等の数が1人の場合の税額を求めると530円となります。
- ③ ②により求めた税額530円を6倍した3,180円が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

(ロ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の場合

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人に支給する賞与については、その支給額から社会保険料等を控除し、これを6（その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12）で除した金額を基として月額表の乙欄を使用して税額を求め、その税額を6倍（又は12倍）したものが、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

つまり、月額表の乙欄を使用すること以外は、(イ)の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合と、その方法は同じです。

(ハ) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の賞与の金額を6（その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12）で除します。
- ② 月額表の乙欄によって、①により求めた金額に応じた税額を求めます。
- ③ ②により求めた税額から「従たる給与についての扶養控除等申告書」により申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人につき1,610円を控除した金額を求めます。
- ④ ③によって求めた金額を6倍（又は12倍）したものが、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

(設例5)

イ 賞与の金額（計算期間は12か月）	ハ 従たる給与から控除する控除対象扶養親族1人
962,400円	
ロ 賞与から控除する社会保険料等なし	

(説明)

- ① 賞与から控除する社会保険料等がありませんから、賞与の金額962,400円を12で除すと80,200円となります。
- ② 月額表の乙欄によって、社会保険料等控除後の給与等の金額が80,200円の場合の税額を求めると2,456円（80,200円×3.063%……1円未満切捨て）で、この税額から従たる給与から控除する控除対象扶養親族1人について1,610円を控除すると846円になります。
- ③ ②により求めた846円を12倍した10,152円が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

ハ 前月中の普通給与の10倍を超える賞与

(イ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の賞与の金額を6（その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12）で除し、その金額と前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額との合計額を求めます。
- ② 月額表の甲欄によって、①により求めた合計額について、その人の扶養親族等の数に応じた税額を求めます。
- ③ 月額表の甲欄によって、前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額についてその人の扶養親族等の数に応じた税額を求めます。
- ④ ②により求めた税額から③により求めた税額を控除した金額を6倍（又は12倍）した金額が、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

(設例 6)

イ 前月中の給与の金額 (社会保険料等控除後)	166,531円	ハ 賞与から控除する社会保険料等	254,168円
ロ 賞与の金額 (計算期間は6か月)	1,923,000円	ニ 源泉控除対象配偶者なし	
		ホ 控除対象扶養親族1人	

(説明)

- ① 賞与の金額1,923,000円から社会保険料等254,168円を控除し、これを6で除した金額278,138円(1円未満切捨て)と前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額166,531円との合計額444,669円を求めます。
- ② 月額表の甲欄によって、①により求めた合計額444,669円について扶養親族等の数1人の場合の税額を求めると16,950円になります。
- ③ 月額表の甲欄によって、前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額166,531円について扶養親族等の数1人の場合の税額を求めると、1,930円となります。
- ④ ②により求めた税額16,950円から③により求めた税額1,930円を控除した残額15,020円を6倍した金額90,120円が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

(ロ) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の場合

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人に支給する賞与については、その支給額から社会保険料等を控除し、これを6(その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12)で除した金額と前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額との合計額を基として、月額表の乙欄を使用して税額を求め、この税額から前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額について月額表の乙欄を使用して求めた税額を控除した金額を6倍(又は12倍)した金額が、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

つまり、月額表の乙欄を使用すること以外は、(イ)の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合と、その方法は同じです。

(イ) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人の場合

- ① まず、社会保険料等控除後の賞与の金額を6(その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は、12)で除し、その金額と前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額との合計額を求めます。
- ② 月額表の乙欄によって、①により求めた合計額についての税額

を求め、その税額から「従たる給与についての扶養控除等申告書」により申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人につき1,610円を控除した金額を求めます。

- ③ 月額表の乙欄によって、前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額についての税額を求め、その税額から「従たる給与についての扶養控除等申告書」により申告されている扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人につき1,610円を控除した金額を求めます。
- ④ ②により求めた金額から③により求めた金額を控除した金額を6倍（又は12倍）した金額が、その賞与に対する源泉徴収税額になります。

(設例7)

イ 前月の給与（社会保険料等なし）	ハ 賞与から控除する社会保険料等なし
132,200円	
ロ 賞与の金額（計算期間は6か月）	ニ 従たる給与から控除する控除対象扶養親族1人
1,539,000円	

(説明)

- ① 賞与から控除する社会保険料等がありませんから、賞与の金額1,539,000円を6で除した金額256,500円と前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額132,200円との合計額388,700円を求めます。
- ② 月額表の乙欄によって、①により求めた合計額388,700円について税額78,800円を求め、この税額から1,610円（従たる給与から控除する控除対象扶養親族1人分）を控除した金額77,190円を求めます。
- ③ 月額表の乙欄によって、前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額132,200円について税額6,000円を求め、この金額から1,610円（従たる給与から控除する控除対象扶養親族1人分）を控除した金額4,390円を求めます。
- ④ ②により求めた金額77,190円から③により求めた金額4,390円を控除した金額72,800円を6倍した金額436,800円が、その賞与に対する源泉徴収税額です。

3 年末調整

年末調整とは、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際、給与所得者の各人ごとに、給与を支払う都度源泉徴収をした税額の合計額と、その年中の給与の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較し

て過不足額の精算を行うことをいいます。この年末調整は、給与所得以外に他に所得のない大部分の給与所得者にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続であるといえます。

(注) その年中の給与の支給総額について納付すべき税額(年税額)は、次の手順によって求めます。

- ① 次の速算表によって「算出所得税額」を求めます。

(平成30年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額(A)	税 率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	-	(A)×5%
1,950,000円超 3,300,000円 〳	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円〳 6,950,000円 〳	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円〳 9,000,000円 〳	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円〳 17,420,000円 〳	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円

(注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 課税給与所得金額が17,420,000円を超える場合は、平成30年分の年末調整の対象となりません。

- ② ①で求めた算出所得税額から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を控除し、「年調所得税額」を求めます。なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けない人については、算出所得税額がそのまま年調所得税額となります。

- ③ ②で求めた年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む「年調年税額」を求めます。

なお、この年調年税額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(1) 年末調整を行う理由

毎月(毎日)給与を支払う際に税額表によって所定の税額を徴収していても、次のような理由によって給与を支払う都度源泉徴収をした税額の合計額と、その年中の給与の支給総額に対して計算した年税額とは一致しないのが通常です。このため、源泉徴収税額の過不足額を精算する必要がありますが、この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

イ 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者で、一定の要件に該当する配偶者については、年末調整の際に控除することになっていること。

ロ その年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があること。

ハ 月額表などの税額表の作り方が簡略化されていること(老人控除対象配偶者や老人扶養親族の割増控除などは考慮せず、また、障害者、寡婦(夫)等の控除は、通常の控除対象扶養親族がそれぞれ1人多くいるものとして税額表を適用することになっていることなど)。

- ニ 生命保険料控除、地震保険料控除などは、年末調整の際に控除することになっていること。
- ホ 賞与の源泉徴収税率は、賞与が年間を通じて給与の5か月分支払われるものとして算出されていること。
- ヘ 年末調整の際に税額控除（(特定増改築等)住宅借入金等特別控除）を行うこと。

(2) 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与を支払う際に行います（所法190）が、これには、次のような特例があります。

イ 年末の賞与を12月分の通常の給与より先に支払う場合の特例

12月に賞与以外の通常の給与と賞与とを支払う場合で、賞与を先に支払うときには、賞与に対する税額計算の手数を省略する意味から、その賞与をその年最後に支払う給与とみなして、その賞与を支払う際に年末調整を行うことができます（所基通190-6）。

この場合には、後で支払う12月分の通常の給与の見積額とそれに対する源泉徴収税額の見積額とを含めたところで年末調整を行うこととなりますが、12月分の通常の給与の実際の支払額とそれに対する源泉徴収税額がその見積額と異なることとなった場合には、その12月分の通常の給与を支払う際に年末調整の再計算をします。

ロ 年の中で退職等をした人の場合の特例

次の場合には、それぞれの場合に該当することとなった時に、その人について年末調整を行います。

(イ) 給与の支払を受ける人が死亡により退職した場合

(ロ) 給与の支払を受ける人が海外の支店等に転勤したことにより非居住者となった場合

(ハ) 給与の支払を受ける人が著しい心身の障害のため退職した場合で、退職の時期からみてその年中において再就職することができないと認められ、かつ、退職後その年中に給与の支払を受けることとなっていないとき

(ニ) 給与の支払を受ける人が12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した場合

(ホ) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが年の中で退職した場合で、その人がその年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下であるとき（退職後その年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。）

(3) 年末調整の対象とならない人

年末調整は、原則としてその年最後に給与の支払をする際に行うことになっていますが、次に掲げるような人に支払う給与は、年末調整の対象となりません。

イ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人

その年最後に給与を支払う時までに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人については、年末調整を行いません。

なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人は、通常は、次のような人です。

- (イ) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人（いわゆる乙欄適用者）
- (ロ) 労働した日又は時間によって算定され、しかも労働した日ごとに支払われる給与（日額表の丙欄を適用する給与）の支払を受けている人（日雇労働者など）
- (ハ) 国内に、住所も1年以上の居所も有していない人（非居住者）

ロ その年中に支払を受ける給与の収入金額が2,000万円を超える人

ハ 年途中で退職（死亡退職などを除きます。）した人

(注) 中途退職者については、年末調整を行わなければならない場合がありますから、(2)の「年末調整を行う時期」を参照してください。

ニ 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定によりその年中の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税につき徴収猶予や還付を受けた人

(4) 年末調整の対象となる給与

年末調整の対象となる給与は、その年1月1日から12月31日までの間に支払うことが確定した給与です。

したがって、実際にその給与を支払ったかどうかに関係なくその年中に支払うことが確定している給与は、たとえ未払であっても、その年中の給与に含めて年末調整を行うこととなります。

(注) 1 給与の支払が確定する時期については、「Ⅲ 給与所得の収入すべき時期」(38ページ)を参照してください。

2 年末調整の事務手順などその詳しい内容については、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書「年末調整のしかた」を参照してください（「年末調整のしかた」は国税庁ホームページにも掲載されます。）。

Ⅶ 給与の支払明細書の交付

国内において給与の支払をする者は、支払の際に、給与の金額、源泉徴収

税額など必要な事項を記載した支払明細書をその支払を受ける人に交付する必要があります（所法231、所規100）。

(注) 1 給与の支払をする者は、給与の支払を受ける人の承諾を得て、書面による給与の支払明細書の交付に代えて、給与の支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ、この提供により、給与の支払をする者は、給与の支払明細書を交付したものとみなされます。

ただし、給与の支払を受ける人の請求があるときは、給与の支払をする者は書面により給与の支払明細書を交付する必要があります。

2 給与の支払を受ける人に支払明細書を交付しなかったり、偽りの記載をして交付（電磁的方法により提供）したりした者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すこととされています（所法242①七）。

Ⅷ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

居住者に対し国内において給与を支払う際に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、給与を支払った月の翌月10日（納期の特例の承認を受けている場合には7月10日と翌年1月20日）までに、e-Taxを利用して納付するか又は「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて、最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法183①、190、220、所規80、国税通則法34①、復興財確法28⑤、復興特別所得税省令6）。ただし、法人が役員に対して支給する賞与について支払の確定した日から1年を経過した日までに支払がない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、未払賞与に対して源泉徴収をしなければならないことになっています（所法183②）。

なお、納付する税額がない場合であっても、この所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Taxを利用するか又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください（所得税徴収高計算書（納付書）の記載については345ページの記載例を参照してください。）。

(注) 納期の特例の承認を受けている場合、所得税徴収高計算書（納付書）は、次により記載してください。

1 「人員」欄には、各月の実人員の合計数を記載します。例えば、1月から6月まで毎月2人に給与を支払っている場合の人員は、12人となります。

2 「支給額」、「税額」の各欄には、各月の支給額や税額の合計額を記載します。